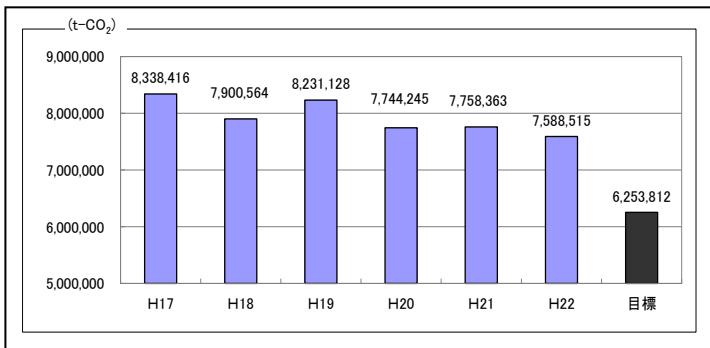


「杜の都環境プラン」定量目標の数値の経年変化とその評価について

1. 温室効果ガス

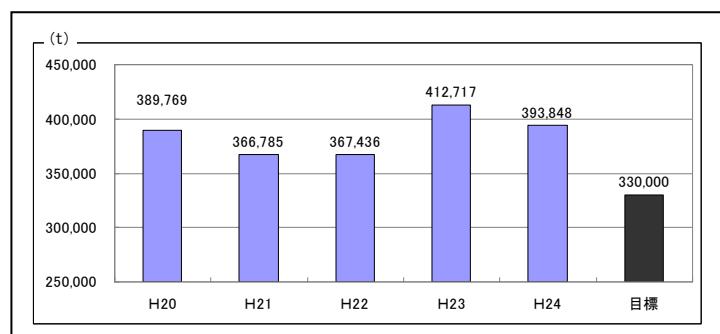
基準年の平成 17 年度と比較して、平成 22 年度の排出量は 9.0% 減少している。排出内訳を見ると、国全体と比べて、運輸部門や民生（家庭）部門からの排出割合が高く、産業部門からの排出割合が低いことが特徴となっている。運輸部門では乗用車からの排出が多く、民生（家庭）部門では給湯や暖房用のエネルギー消費による排出が多くなっている。



今後は、自動車・設備・建築物などのエネルギー効率の向上や、低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及が必要である。

2. ごみの総量

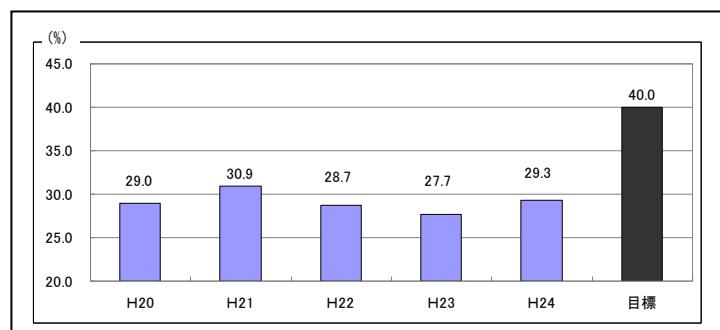
ごみ総量は平成 19 年度以降減少していたが、平成 22 年度末以降、震災の影響等により増加に転じている。平成 24 年度のごみ総量は震災による増加傾向も一定程度落ち着いてきたところだが、393,848 t となり、震災前との比較では、依然として増加となっている。ごみ総量のうち、生活ごみは 246,831 t 、事業ごみは 147,017 t となっている。



震災発生から 2 年が経過し、ごみの排出状況は徐々に落ち着きを取り戻しつつあるものの、依然として震災発生前を上回る状況が続いている。一層のごみ減量が必要である。

3. リサイクル率

リサイクル率は平成 19 年度以降上昇していたが、平成 22 年度以降、震災の影響により、一部民間事業者の資源化量の集計が困難となったことなどから減少傾向となり、平成 24 年度はやや回復して 29.3% となっている。

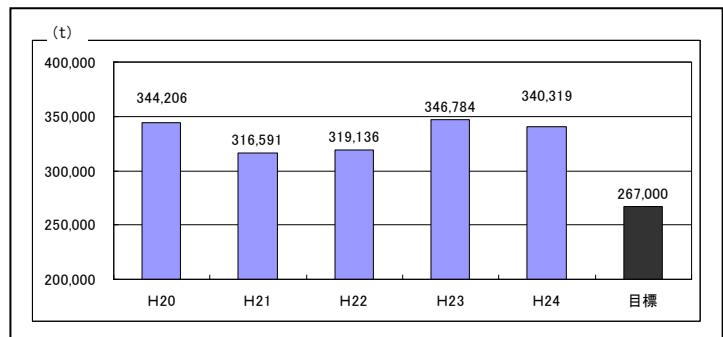


震災発生前と比べると、低い水準となっているが、ごみの排出状況も徐々に落ち着きを取り戻しつつあり、ごみの減量と合わせて、一層の分別・リサイクルが必要である。

4. 燃やすごみの量

燃やすごみの量は平成 19 年度以降減少していたが、ごみ総量と同様に、平成 22 年度末以後は増加に転じ、平成 24 年度は 340,319 t となっている。

前年度との比較では約 2 % 減少となっているが、依然として震災発生前を上回る状況が続いている。一層のごみの減量や分別が必要である。



5. みどりの総量（緑被率）

緑被率とは、一定面積の土地の中で緑に覆われた土地面積の割合のこと。緑には樹林地や公園等の芝生、水田・畑等の農耕地及び河川・池沼等の水面も含んでいる。基準としている平成 21 年度の調査結果は 78.8 % で他の政令指定都市と比較しても高い水準であり、その内訳は樹林地が 65.6 %、草地が 2.5 %、農耕地が 9.3 %、水面が 1.3 % となっている。

今後は、みどりの量的な向上のほか、安全安心や仙台らしさといった面からみどりの質を高めていくことが必要である。

6. 猛禽類の生息環境

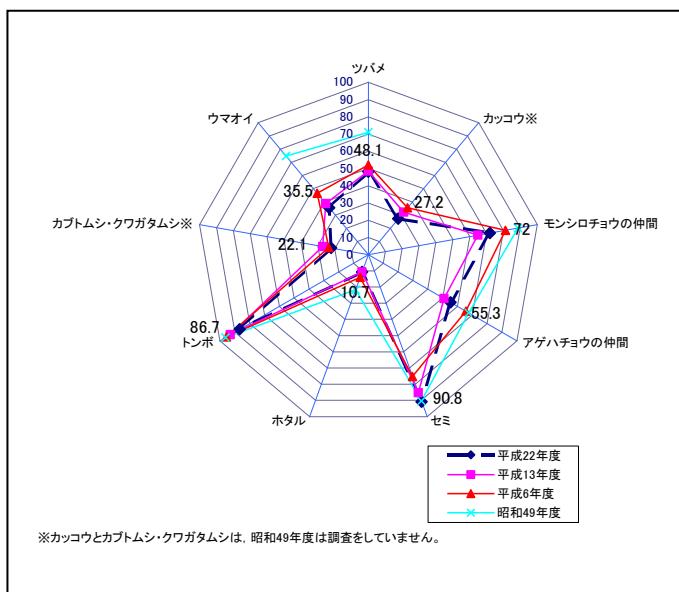
環境に大きな影響を与える要因である一定規模以上の開発事業等については、環境影響評価制度の適切な運用や、関係法令等に基づく自然環境への配慮の指導、適正な土地利用・望ましい立地への誘導などを行い、猛禽類の生息環境も含め、環境に与える影響をできる限り回避・低減するよう求めている。平成 23 年の東日本大震災の津波によって、営巣地のひとつである海岸防災林が倒壊し、現在もその面積は縮小されたままであり、猛禽類の生息環境に影響を及ぼしていると考えられる。

被害を受けた海岸防災林は国の直轄事業として復旧が計画されており、今後は生息環境の回復が見込まれる。また、一定規模以上の開発事業等については、環境影響評価制度の適切な運用等により、引き続き、環境への影響の低減を図る必要がある。

7. 身近な生き物の認識度

基準としている平成 22 年度の調査結果では、下記の調査対象のうち、平成 6 年度と比較して、セミ以外の生き物の認識度が低下している。特にモンシロチョウの仲間 (9.1 ポイント減)、アゲハチョウの仲間 (10.3 ポイント減)、ウマオイ (11 ポイント減) の低下幅が大きくなっている。自然環境の変化による生き物の個体数の減少や自然とふれあう機会が減ったこと、また、生き物に対する関心の低下が主な要因と考えられる。

今後も、自然環境の保全や環境教育・学習に関する取り組みが必要である。



8. 国の環境基準

大気環境については、おおむね良好な状態を維持しているが、光化学オキシダントはすべての測定期で達成していない状況である。光化学オキシダントの濃度は、全国的に原因物質の排出削減が進んでいるにもかかわらず増加傾向にあり、海外からの原因物質の移流が影響している可能性が考えられる。

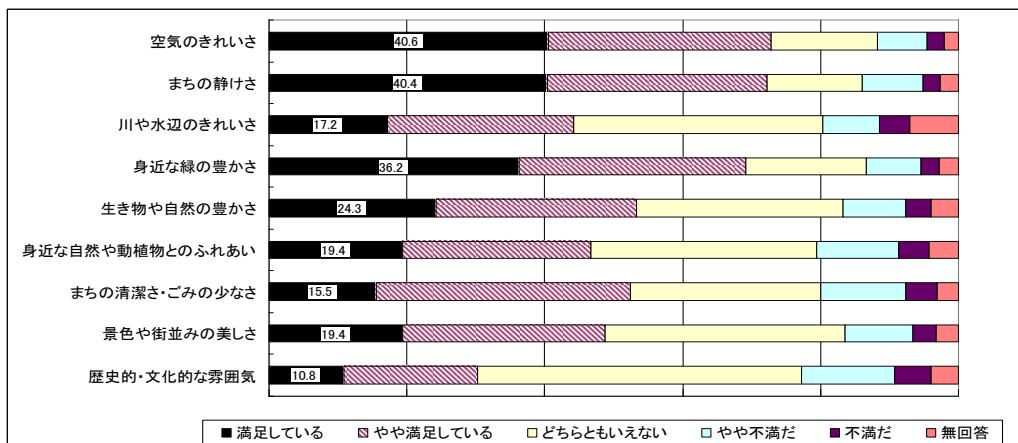
水質汚濁については、全体として年々改善される傾向にあるが、湖沼、海域については一部で、水のC O D（化学的酸素要求量）や全燐について環境基準が達成されていない箇所がある。これらについては、家庭や事業場における汚濁物質の削減を促進していくことが必要である。

騒音については、航空機によるものは基準を達成しているが、新幹線鉄道及び自動車に関しては基準を達成していない箇所がある。関係事業者による騒音低減対策、道路の低騒音舗装化等による取り組みが必要である。

9. 環境に関する満足度

基準としている平成 20 年度の調査結果では、「空気のきれいさ」が 40.6%、「まちの静けさ」が 40.4%と満足度が高かった一方で、「歴史的・文化的な雰囲気」は 10.8%と最も低い満足度となっている。

生活環境や自然環境、都市環境などの様々な周辺環境をより質の高いものにしていく必要がある。



10. 日常生活における環境配慮行動

基準としている平成 20 年度の調査結果では、「空き缶、空きビン、ペットボトルは分別して収集に出す」が 85.5%と実践度が高かった一方で、「環境に関する市民団体のメンバーとして活動する」が 1.9%、「環境問題に関する講習会やシンポジウムに参加する」が 3.1%と低い実践度となっている。

引き続き、一人一人が環境に高い意識を持って環境に配慮した行動を継続して実践していくことが必要である。